

議長／皆さん、おはようございます。

前日に引き続き、本日の会議を開きます。

議員から提出されました請願第3号及び請願第4号の2件を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第1 第62号議案 平成27年度武雄市一般会計決算認定についてを議題といたします。

審査終了に基づく、一般会計決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。

山口 等一般会計決算審査特別委員長

山口 等一般会計決算審査特別委員長／おはようございます。

一般会計決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成28年9月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付託されました第62号議案 平成27年度武雄市一般会計決算認定について平成28年11月7日から9日までの3日間にわたり慎重に審査をいたしました。

審査の過程においては各委員から執行部に対し意見が出され、次のとおり集約いたしました。

第1．審査の経緯を踏まえて、事業の内容については検証するとともに、今後とも検討、研究を重ねられ、かつ、補助事業、委託事業等については、より一層の透明性をもって、効果的な執行をされたい。

第2．審査の経緯を踏まえて、今後の予算編成に反映させられたい。

以上、2点を述べ、講評といたしましたところです。

審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

議長／特別委員長に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

>「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第62号議案 平成27年度武雄市一般会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

23番 江原議員

江原議員／議題になりました、平成 27 年度武雄市一般会計歳入歳出決算について、反対の討論を申し上げます。

第 1 に、平成 27 年度歳入総額 262 億 2255 万円のうち 13 款 1 項 6 項目 3 節の行政財産目的外使用料で、図書館・歴史資料館の C C C の委託料 612 万が未納であります。

その後、平成 28 年度に入金されたとの報告であります。

資料提出してもらいましたが、行政財産使用許可証をみると、平成 25 年度のものには、使用料と使用料の納入時期及び方法の項目がありますが、平成 26、27 年度には、明記をされておりません。

削除されたのでしょうか。

どうして削除されているのか、審議の段階でお聞きすることはできませんでしたが、以上のことを考え、この決算には認定できません。

第 2 に支出のうち、日本自治体等連合シンガポール事務所の取り組みは費用対効果を図れば中止、廃止すべきです。

事務所の運営費は 6 自治体で 864 万円。

さらに武雄市負担は、人件費 726 万、職員、宿舍、377 万棟。

これに市長初め、5 月旅費 105 万円、11 月旅費 33 万 6830 円、これら合計しますと約 1100 万円を超えて支出をされております。

私は自治体の取り組みは、これは度を超しているのではないかと考えます。

第 3 に、支出の中でこども図書館建設のための土地借り上げ料 30 万、測量・設計等業務委託料、95 万 4000 円の支出に反対です。

市長は就任当初つくらないとしたのを覆し推進されてきました。

第 4 に、7 款 1 項 3 目 12 節、広告料 270 万 8640 円の新幹線博多駅への武雄市図書館・歴史資料館の看板設置についてです。

平成 27 年度で終了とのことですが、平成 28 年撤去費 16 万 2000 円を含めると、この間述べ 524 万 5452 円支出をされました。

これは市民にとってみても商業的支出で、委託先 C C C への利益供与と指摘せざるを得ません。

最後に 2 款 1 項 1 目 13 節、弁護士委託料 32 万 4000 円であります。

市民が武雄市情報公開条例に基づいて開示請求を行使し、監査請求を行い棄却をされました。

その結果市民の権利として住民訴訟が提訴されました。

これは、市当局、市長教育長の説明責任ができていないのが問題の出発ではありませんか。

この弁護士委託料はその代償ではありませんか。

市民による行動がなければ、平成 24 年図書館・歴史資料館のリニューアル時のときの委託先による選書問題は明らかにならなかったのではありませんか。

第 6 に、10 款 1 目 1 項 3 節の学校教育総務費の官民一体型学校の取り組みの花まる学園マ

ルマル小学校の取り組みを謝金、旅費、使用料及び賃借料、消耗品、印刷代等の支出に反対であります。

平成 25 年 9 月議会で前市長が平成 26 年 4 月 11 日、文部科学省で記者会見が行われたことを見ても、武雄の教育方針が政治主導で進められたことは明らかであります。

教育の目的は人格の完成を目指し、教育の推進に取り組むべきだと申し上げるものであります。

以上 6 点申し上げ、反対の討論といたします。

19 番（？） 川原議員

川原議員／皆さん、おはようございます。

平成 27 年度一般会計決算審査特別委員会、委員長報告に対して賛成の立場で討論を行います。

行政財産目的外使用料の請求漏れということですが、これは事務的なミスということで、説明を受けています。

それで、今後このような同様のことがないように、ぜひ注意していただきたいということを申しています。

それから、シンガポール事務所の事業の支出については、適切に処理されており、今後の経過を注視していきたいと思っています。

いずれに対しても、この透明性のある執行がなされているので、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長／討論をとどめます。

これより第 62 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

>賛成者起立

起立多数であります。

よって、第 62 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 2 第 60 号議案平成 27 年度武雄市水道事業会計決算認定についてから、日程第 10 第 69 号議案平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの、9 議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく、特別会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を

求めます。

石丸特別会計等決算審査特別委員長

石丸特別会計等決算審査特別委員長／おはようございます。

特別会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成 28 年 9 月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました第 60 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計決算認定について、第 61 号議案 平成 27 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、第 63 号議案 平成 27 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、第 64 号議案 平成 27 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について、第 65 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計決算認定について、第 66 号議案 平成 27 年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、第 67 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について、第 68 号議案 平成 27 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、第 69 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について、以上の 9 件につきましては、平成 28 年 11 月 14 日、16 日、17 日の 3 日間にわたり慎重に審査をいたしました。

審査の過程において、各委員から執行部に対し意見が出され、次のとおり集約しました。全体的なものとして事業の推進に当たっては、長期的な展望に基づいて計画的に行うよう努められたい。

事業委託については、地元優先を考慮されたい。

財政については、企業債等、有利な借り換えを積極的に進められ、あわせて効率的な基金運用を図られたい。

個別には第 60 号議案 水道事業会計については、必要水量に基づき水資源の効率化を図り、施設改修については計画的に努められたい。

第 61 号議案 工業用水道事業については、販路拡大に努められたい。

第 63 号議案 国民健康保険特別会計については、単年度赤字の実態を認識し、広域化に向けて今後も健全な運営に努められたい。

ジェネリック医薬品等の P R 等に鋭意努力されたい。

第 64 号議案 後期高齢者医療特別会計については、健全な運営のために鋭意努力されたい。

第 65 号議案 下水道事業特別会計については、公共下水道への接続率向上に向けた P R 等にも努められたい。

施設整備の改修については、計画的に努められたい。

事業ごとに精査を行い、今後の方向性を明確にするよう努められたい。

第 66 号議案 土地区画整理事業特別会計については、計画に基づき着実な事業の推進に努められたい。

第 67 号議案 競輪事業特別会計については、リニューアルした施設機能を最大限活用し、来場者及び売上げの増、並びになお一層の地域経済の活性化に寄与するよう努められたい。

第 68 号議案 給湯事業特別会計については、販路拡大に努められたい。

第 69 号議案 新工業団地整備事業特別会計については、新規工業団地建設も視野に入れながら、引き続き企業誘致の推進、雇用の確保・拡大に努められたい。

このように申し述べ、講評といたしたところでございます。

慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

議長／特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第 60 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 60 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 60 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 61 号議案 平成 27 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

議長／討論をとどめます。

これより第 61 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 61 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 63 号議案 平成 27 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

お諮りいたします。

これより第 63 号議案を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 63 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 64 号議案 平成 27 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 64 号議案を採決いたします。

討論ございませんか。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 64 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 65 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計決算認定について討論を求めます。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 65 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 65 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 66 号議案 平成 27 年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 66 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 66 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 67 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 67 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 67 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 68 号議案 平成 27 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 68 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

>「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 68 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 69 号議案 平成 27 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について討論を求めます。

>「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 69 号議案を採決いたします。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。

本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 69 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第 11 第 85 号議案 武雄市下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

第 85 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 12 第 86 号議案 武雄市都市下水路条例を議題といたします。

第 86 号議案に対する質疑を開始いたします。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 13 第 87 号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 87 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 14 第 88 号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 88 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 15 第 89 号議案 武雄市図書館・歴史資料館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 89 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 16 第 90 号議案 武雄市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 90 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 17 第 91 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 9 回）を議題といたします。

第 91 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 18 第 92 号議案 平成 28 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 92 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 19 第 93 号議案 平成 28 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）を議題といたします。

第 93 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 20 第 94 号議案 平成 28 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 94 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 21 第 95 号議案 平成 28 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 95 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本案は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 22 請願第 3 号 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願を議題といたします。

提出者からの紹介議員の趣旨説明を求めます。

7 番 池田議員

池田議員／皆さん、おはようございます。

紹介議員として、請願についての説明をさせていただきます。

読んでの説明とさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係わる意見書の採択に関する請願書。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられました。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

子どもの学ぶ意欲・主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

こうした観点から、2017 年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

請願項目。

1. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元することを請願させていただきます。

以上、議員皆様の御賛同、よろしくお願いいたします。

議長／紹介議員に対する質疑を開始いたします。

質疑をとどめます。

10 番 上田議員

上田議員／すみません。

これまで、ちょっと勉強させていただきたいんですけど、これまで出ていた請願なんですけど、教職員の方の処遇改善が、大体これに載ってきてたのかと思ったんですけど、今回はこれがなくなった、削除されている理由と、それと、この請願の目的が少人数学級の実現なのか、国庫負担の 2 分の 1 復元なのか、文章を読んでいると少人数学級なのかなっていう感じがするんですけど、でも請願項目になると国庫負担金の 2 分の 1 になってるんで、ここら辺がどうなってるか、まずその 2 点を確認させてください。

議長／7 番 池田議員

池田議員／最初の処遇改善の分につきましては、今年度5月より、文部科学省のほうで定数改善に向けた検討がなされているところで、国のほうで考えてもらっているということと、2点目の少人数学級の少人数教育の推進の部分でございますが、この点については請願項目ではなく、前段の背景、趣旨の部分で、請願については義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することが第一であります。

議長／21番 松尾初秋議員

議席番号とはいと手を挙げてくんさい。

10番 上田雄一議員

上田議員／今の説明でわかったような、わからないような感じで、ちょっと私も整理がついていないんですけど、そしたらですよ、この文章上 OECD 諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっていると、日本はということであるんですが、OECD諸国の人数と今の現状の日本の人数がどうなっているのかも教えていただきたいのと、下段の4行からの子どもの学ぶ意欲、主体的なとりくみを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠と書いてありますけど、そのための条件整備とはどういうことを指すのかと、あわせてお願いしたいと思います。

池田議員／OECDとの比較というところでございますけども、OECD平均は21.6人となっていて、日本の小学校の場合は1学級あたりの平均は28人。

諸外国に比べて6.4人多いということです。

中学校においては、今のは小学校ですね。

中学校においてはOECD平均23.7人、中学校33人ということになっております。

次に、御質問いただきました子どもの意欲、主体的な取り組みを引き出す役割は重要でありという部分ですが、条件整備が不可欠ですという部分は、各自治体もいろんな工夫をして、子どもの学ぶ意欲、主体的なとりくみを引き出す教育のについてはなっていますけども、さらなる向上を図るため義務教育における公平水準な教育を保つために国庫負担率の復元をお願いするところでございます。

議長／10番 上田雄一議員

上田議員／ありがとうございます。

そしたら、今、先ほど日本とOECD諸国の人数の比較は教えていただきましたので、最後にASEANとEU諸国のほうもあわせてお願いしたいと思います。

池田議員／ASEAN諸国についての数字については把握をしておりませんので、後ほどお調べして御説明したいと思います。

EUも。

議長／21 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／ちょっと***聞きたかったわけですよ。

この請願・陳情の内容はともかくですよ、***は***。

***だから、その人の仕事(?)はなんばしよっとかと。

どういう背景か、どういう組織か、ようわかりませんけども、どういう背景に***か、この2点お願いしたいと。

池田議員／請願者の職業についてとのことでございますが、学校の先生でございます。教職員の方です。

／***。

／わかりません。

議長／20 番 牟田議員

牟田議員／***けれども、趣旨説明のところの2番目、1学級当たりの児童生徒数や、教員1人当たりの児童生徒数が多くなっていますと、多いですよとわかりますけど(?)多くなっていますというのは、ずっと増加傾向にあると思うんですね。

これ逆で、これは例えば韓国は、今もう減っている、韓国は三十数名、OECDと同じアジア圏は多いです。

アジア圏は多いですよ。

さっきOECDのほうは、21.4人とかですよ。

中学校はもっと多いですかね。

中学校は何割も(?)多いです。

多くなっているのではなくて、逆に日本は減ってきているんですよ。

今現在の平均でいえば。

例えば昔は、1学級当たり、全国平均が48.3人だったのが、41.2とずっと減ってきている。

これは多くなっていますというのは、どがんですかね。

多くなっていますと言わないですよ。

多いですよ。

多いってのは***。

なって、というのは***。

議長／静かに。

牟田議員、質問を。

牟田議員／私自身、請願とかなんとかってのは、恣意的にそういうふうに認識させる言い方は、私は余り好きじゃないですよ。

だから、きちんと、こういうところで多くなってきましたとか、あともう一つは外国につながる子どもたちへの支援、これも僕はちょっとわからないですね。

この変のところ、真ん中から下のほうは賛成なんですけど、ここから上のところはちょっとだけそういうのが、1学級当たりの児童生徒数とことで切られていればいいんですけど、教員1人当たりって***、そういうところはいかがでしょうか。

今言ったほう（？）よろしく願いいたします。

議長／7番 池田議員

池田議員／1人当たりの児童生徒数が多くなっていますという受け取り方もあると思いますけれども、現状の説明として、この多くなっていますという部分を使われておられると思います。

次に、外国につながる子どもたちへの支援という部分については、外国の方とかですね、そういう部分ではないかと思います。

議長／質疑をとどめます。

池田議員／御審議よろしく願いいたします。

議長／本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第23 請願第4号「求償権の行使を求める決議」の採択を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

23番 江原議員

江原議員／請願第4号「求償権の行使を求める決議」の採択を求める請願の紹介議員としての説明を申し上げます。

請願書を朗読して提案させていただきます。

佐賀地方裁判所は、平成 28 年 4 月 22 日、樋渡前武雄市長の市議会での発言を違法と認めました。

この佐賀地裁判決は双方から控訴がなく 5 月 6 日判決が確定しました。

よって、武雄市は、平成 28 年 5 月 31 日、損害賠償金として 36 万 2483 円を支出しました。武雄市は、国家賠償法 1 条 2 項に基づき前武雄市長・樋渡啓祐個人に対し市が被った損害 36 万 2483 円の求償権の権利を有する。

よって、武雄市議会は、小松武雄市長に対して「求償権の行使を求める決議」の採択を求めるためお願いいたします。

請願者 武雄市朝日町大字中野 6679 番地 2。

大河内 智。

以上でございます。

よろしく御審議お願い申します。

議長／請願第 4 号に対する質疑を開始いたします。

18 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／この文言の中で、樋渡前武雄市長の市議会での発言を違法を認めましたと書いていますけれども、市議会の発言じゃなくて、あの場合はフェイスブックに乗せた部分の違法性を認めたということで、これは文言的に全かうそを書いてあるんですよね。うそを書いてある請願を採択するというよりも、これを受け付ける者（？）のほうがおかしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長／23 番 江原議員

江原議員／佐賀地方裁判所に控訴され、提訴されて以来、佐賀地方裁判所の判決が下されました。

それに基づいて、武雄市が、先ほど申し上げました損害賠償金として金額を支出しました。これが事実でありますので、今の質問についてお答えするということは、私は裁判の判決の結果を受けてこの請願者の趣旨を紹介させていただきますので、御理解いただきたいと思います。

議長／18 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／そういうことはですよ、紹介者は判決理由が全くわかっていない。そういう中で、紹介議員になられたわけですね。いかがですか。

議長／23 番 江原議員

江原議員／判決文については今手元にありませんけども、総額、被告側を違法と認め、双方から控訴がなく判決が確定したわけですので、この判決文に基づいて、先ほど申しましたように、請願者が求償権の行使を求めるための行使を、請願権を行使されているということが事実ですし、その紹介ということで、今の御質問に対しては、あくまでも御理解をいただけるのが当たり前ではないかと、私は考えます。

議長／18 番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／じゃあ、紹介者が書いた文章については、すべて認めていると。自分は全く見ていない、見もしなくて紹介議員がはたしてできるのでしょうか。その点について、確実に判決文を読んだ上であなたが紹介者としてされるのであれば、これも受け付けざるを得ないでしょう。しかしあなたは自分の判決文は見えていないのに、ここにもありません、紹介者がそう書いているから私は受け付けましたと、それじゃあおかしいんじゃないですか。いかがですか。

議長／23 番 江原議員

江原議員／今の質問で、判決文を見ていないから紹介議員の資格がないというような御質問でございますけれども、私はこの名誉棄損裁判につきましてはすべて傍聴をしてまいりました。そして判決の日も、当日裁判長の下された判決文も、耳に、目のあたりにいたしました。ですから、私は今の山口昌宏議員の質問は、判決文を見ていないから紹介議員の資格がないというこの質問は、私はそれは質問じゃないと思います。以上です。

議長／15 番 末藤議員

末藤議員／ここに***すごく***、この国家賠償法の第1条2項これは公務員に故意又は甚大な過失があったときに***団体が国民に対し求償権を有すると書いている。***とは書いていませんが、まあ、やはり、江原さんは***に対して***しております。そのときのことが、ただ過失があったときには***発言をしていますが、それは***

重大な過失があったときに権利を有するというふうに***と思いますが、この請願者の方は、その重大な過失というのはどういう判断で***。

議長／23 番 江原議員

江原議員／末藤議員の質問のとおり、事実は御存じのとおりであります。

さきの6月議会で執行部から答弁がありましたように、重大な過失があったというふうには認めていないから求償権は行使しないというのは、皆さん御存じのとおりかと思います。ここの請願にもありますように、この故意または過失によってという文言、私はこの今回の名誉棄損裁判において判決が確定した。

もしこれが棄却されているなら、当然求償権は発揮することはできません。

だけでも、判決が、この名誉棄損として明らかに断罪されたと。

総額約61万、そのうちに市がこうむった被害額として36万2483円の求償権を行使することができる国家賠償法第1項、第2項に基づいて明らかに示されたわけでありますので、国家賠償法にいう故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国または公共団体がそれを賠償する責任を任ずると。

前項の場合において公務員に故意または過失があったときは、国、公共団体は、その賠償額故意求償権を有すると、この国家賠償法第1項、そして第2項に基づいて前項の場合において、公務員に故意または重大な過失があったときは、国、公共団体は、その公務員に対して求償権を有するのは、故意というのはわざとする、過失というのは明らかに判決が下っている。

これは明らかに求償権を市民が、市民の税金でございまして、この求償権の行使をする権利が市民にあらうかと思います。

ですから、請願を請求されている請求人の思いを含めて私も請願者、紹介議員として、同じ意見を持つものとして、この求償権を求める採択の請願をお願い申し上げているわけでございます。

御理解をいただきたいと思いますが。

議長／15 番 末藤議員

末藤議員／故意または重大な過失があったとき***、ここも、***そういうことで、職員であれば***、また***とか、あとは受けられたのなら、重大な過失になるかもわかりませんが、そういうことで、故意に***のかはわかりませんが、***と私は思います、それを***求償権の***いうのはあまりわかりません。

その辺も、もし、***あることをもう少し詳しくお願いします。

議長／23 番 江原議員

江原議員／この名誉毀損裁判におきまして、私も傍聴する中で感じているのは、双方から、原告、被告、双方の主張が行われ、数回の公判が行われ、4月22日、判決が下されたわけであります。

私は重大な過失に当たらないと、今の質問であります、あえて理由にはならないというのは、私は、それはそうではなくて、私が答えるのは、判決が下されたというのは、これは明らかに故意又は過失があったから判決が断罪されたという理解をして、当然市民の財産として、個人、本人の過失を認めて、市がこうむった損害金を市の財政に個人が戻すべきだというのが、この請願の趣旨でございますので、御理解をいただく以外にはありません。以上です。

議長／21 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／1点だけ、1点ちゅうか、聞きたいんですけども、昌宏議員さんは、T w i t t e r 中の発言が違法やったといいよったですもんね。

それで、この請願の中には、市議会の発言が違法と、これ、全然違うとですよ。

そいぎ、これはどっちがそうほんがことですか、教えてください。

ようわからんけ。

議長／23 番 江原議員

江原議員／私はその判決文を受けてこの市がこうむっている損害額の求償権の行使を求める趣旨でございますので、今の質問については答える材料を持っていません。

議長／21 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／ということは、どっちがほんがこといっているかわからんということですね。

わかるか、わからんか教えてください。

議長／23 番 江原議員

江原議員／わかるかわからないかというのは、それは、そういう捉え方ではなくて、4月22日判決が確定しているわけですから、その内容で求償権、これを御理解しない限りその

請願の趣旨は理解いただけないのかなと思います。

議長／21 番 松尾初秋議員

松尾初秋議員／いや、それ一番大事なところで、その市議会のことの発言が違法かですよ、その市議会以外ですよ、その個人的なT w i t t e rが違法で、そういうふうな判決になったらですよ、そのことがですよ、後のほら、これは要するに何というか、求償権ば求めておったわけでしょうから、そういうのも物すごく関係してくると思うわけですね。市議会の中の発言かT w i t t e rの発言ですよ、後のことも、後々のことも考えると全然ちがうてくると思いますけれども、そう思わないですか。

議長／23 番 江原議員

江原議員／ここの文書、請願文に書かれているとおりであります。

議長／本案につきましては、総務常任委員会に付託をして、総務常任委員会の中でも慎重審議をお願いしたいと思います。

この辺で、質疑をとどめたいと思います。

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。